

巻頭言

私のボランティア観

顧問・社会福祉法人旭川荘理事長 江草安彦



ボランティアという言葉が人の口にのぼるようになったのは1960年代の後半であった。その頃、NHK岡山局から「ボランティアについて」語ってもらいたいという申し出を受けた。済生会岡山病院長大和人士先生との対談を、ということであった。大和先生ははるかに私より先輩の優れた内科医であり、社会派の病院長であった。医療過疎の瀬戸内海の島々に住む人のために、岡山・広島・香川・愛媛県にある済生会の力を集めて巡回検診をやることにされた。その船を『済生丸』と呼び、相当の検査・診療の設備をもっていた。自分の病院の診療以外に目を向けようとしないのがあたり前であった頃に、経営的に何らプラスにならないにもかかわらず、定期的に地域の医療過疎に取り組むのであるから、まさにボランティア的であった。義勇軍的であった。すべての人にとって住みよい社会を目指す意欲が溢れていた。そのリーダーである大和人士先生を限りなく尊敬し、憧れた。

私はほやほやの小児科医の頃（1950年代）、先輩で後に国立岡山病院長をされた山内逸郎先生のお供をして、小児医療の過疎地であった県北の真庭郡の乳児検診、育児指導はては生活改善に情熱を燃やした。小児医療が不十分である土地に住む不都合を取り除こうということであった。その頃の赤ちゃんのなかで未熟児との出会いが、未熟児の研究と臨床に全力をあげるきっかけになったと山内先生は後に語られたことがある。発達に障害のあるお子さんと家族との出会いが、私の生涯に影響を与えた。山内先生も私もそれほど深刻に考えたのではなく、すべての赤ちゃんとその家族のために手を貸すのはあたり前であるということであった。土・日の両日せせと県北に通った。この際、ともに活動した人は愛育委員さんであった。ボランティアには義勇軍という意味もある。義勇軍は没我の立場で理想の実現のために活動する人々のことである。愛育委員さん、民生委員さん方は無報酬で奉仕活動をしていらっしゃる。大和先生との対談にその義勇軍的な活動を語った。このボランティア精神で県民の心は豊かになっている。

私の友人の一人が留学生のお世話をすることが趣味だと言う人がいる。本当は相当に大変なことだと思うが彼は楽しそうであった。ボランティアの妙味だろう。

私のところにきた年賀状の中に学区内の小学生からのものがあつた。早速に返事を書いたが、このお子さんとの交わりが楽しみである。声をかけてもらった喜びは実に大きい。こうした交流が豊かな市民社会をつくると思う。喜びは受けるだけでなく、人に喜んでいただくことがあたり前となれば、住み難い世の中を希望のもてる社会に変えることができるだろう。

地域での犯罪

岡山でフォーラム

市民ら170人参加
国内外の事例紹介

被害者支援探る

事件や事故の被害者を支援する民間組織「被害者サポートセンターおかやま」(VSCO)主催のフォーラムが28日、岡山市内山下のルネスホールであり、「地域の力で犯罪被害者の支援を」をテーマにしたシンポジウムを通して、今後の課題を探った。

3回目の今年は、昨年閣議決定された被害者支援の基本計画を基に、自治体ごとに施策の検討が始まったのを受けてテーマを設定。市民や行政関係者ら約170人が参加した。

シンポジウムでは、精神科医で全国被害者支援ネットワークの山上皓理事長、社会福祉法人旭川荘の江草安彦理事長、山陽新聞の瀬尾由紀子記者がパネリストとなり、VSCOの高原勝哉理事長(弁護士)がコーディネーターを務めた。

山上理事長は、独自の条例を定め、一時的な住まいの確保や基金による貸し付け、ヘルパーの派遣などに取り組む東京・杉並区の事例を紹介。「地域の被害者支援では、杉並区のように既存のあらゆる資源を生かした、生活面での細やかな配慮が欠かせない」と訴えた。

瀬尾記者は、20年前に犯罪被害者の権利法を定めた先進地・米国マサチューセッツ州での取材体験をもとに報告。「被害者の視点に立つ行政、民間団体の姿勢が、法律や施策に生きている」と話した。

江草理事長は、社会福祉分野での経験と重ね合わせ「一人の人間が立ち直り、ほほ笑んでくれることが大きな力になる」とした上で「一人一人が自分の問題ととらえる意識が必要」と強調した。

高原理事長を交え、民間支援団体への財政援助や被害者の多様なニーズにこたえる方策についても意見交換。被害者の声を重視すべきとの声が相次いだ。

シンポジウムに先立ち、江草理事長が「わたしのボランティア観」と題して記念講演した。

(鈴木義治)



地域での犯罪被害者支援の在り方を探ったシンポジウム

以上2006年9月29日山陽新聞から転載

杉並区の犯罪被害者支援

ホームページ <http://www2.city.suginami.tokyo.jp/>
専用電話 03(5307)0620(直通)



フォーラム終了後、山上皓さん・瀬尾由紀子さんを囲んで

地方自治体に求められるもの

東京都・日野市議会議員
被害者支援を創る会 代表 菅原直志 (すがわらなおし)



■ 日野市の取り組み

東京都日野市は、人口17万人超の典型的な住宅都市。市は、03年に「日野市被害者、遺族等支援条例」を制定した。この条例は、被害者の権利を明記し支援施策を求めた条例で、当時全国で唯一のものだった。条例提案を受けた議会も判断に苦慮し、一度は廃案となるなど産みの苦しみを味わった。

日野市の条例は、自治体・市民・事業者・教育委員会の責務を明記し、総合窓口設置、職員研修、地域ネットワークの構築などを行う。また、施行後5年で条例改正を行うものだ。(日野市条例のHP http://www.city.hino.lg.jp/reiki/reiki_honbun/af90010271.html)

条例制定後、日野市は、総務部総務課に担当者2名を配置、窓口を開設した。担当職員は、被害者の声を聞くことを中心とした研修を開始。年に2回程度の庁内職員研修、被害者向けのパンフレット作成、市広報での告知などを行ってきた。このパンフレットは、警察をはじめ関係機関に置かれ、被害者に配布される。これらの取り組みより、現在では年20件程度の相談がある。

課題は多い。自治体職員は配置転換があるため、総合窓口の職員の専門性を高く求められない。安定してプレの無い支援サービスの提供のためには、この配置転換を無視することはできないと思う。また、地域ネットワークの構築もまだまだだし、教育行政との連携もこれからの課題だ。しかし、大きく変わったこともある。まず、条例で職員意識が変わった。もともと、市職員は被害者と直面することもある。従来、市の職務ではないことから見過ごしていた事例もあった。これが、市条例となれば、被害者支援特例が業務として認知される。関係機関との連携もスムーズになる。職員の業務アンテナに被害者支援が加わったのだ。庁内研修で、定員以上の職員が押し掛けるのはそのことの証左だ。

■ 児童虐待施策との比較から

基本法基本計画の対象となる被害者は、等しく支援を受けられるべきだ。その意味でも、虐待への対応を参考にして、自治体の被害者支援を考えるのもひとつの視点ではないだろうか。被虐待児童の保護は、都道府県の児童相談所が対応していたが、近年は市区町村でも対応し始めている。地域の各関係機関が「要保護児童対策地域協議会」を組織し、連携体制を整備している。この「協議会」は、子どもの安全を最優先して連絡調整を行う。関係者は、被虐待児のプライバシーを守る。

この被虐待児を、犯罪被害者に置き換えて考えてみたい。一人の被害者を関係機関が一丸となって守る体制は、血の通った自治体施策と言える。DV被害者も、同じように保護される仕組みがあるが、それに反して、性被害者や重大事件被害者への保護はほとんどない。これは、自治体行政の隙間だと思う。逆に、被虐待児やDV被害者は、個別法を根拠にしての支援は受けるが、犯罪被害者等基本法を受けているという実感があるのだろうか？

■ 支援センターの新たな役割

地方自治体の犯罪被害者支援は、多くの可能性を秘めている。

被害者に対する直接的な支援は当然のことながら、生活全般の支援、経済的な支援が必要だ。事件直後には、銀行口座が閉鎖される場合もあり、当座の生活資金にも困る場合は少なくない。その場合に、地方自治体が簡便な手続きで貸付する制度が必要になる。公立病院の有無に関わらず、地元医師会などとの連携によって、地域医療での2次被害の防止の活動も必要だろう。基本計画にもあるように、住宅問題は喫緊の課題だ。被害者は、治療や諸手続き、裁判傍聴などにより、仕事が出来なくなる場合もある。被害者の雇用問題は生活の基盤となるだけに大きな問題となる。雇用主や事業者への被害者問題の理解のためにも、地元の事業者や商工会などへのアプローチも必要だ。地方自治体の多くの法律相談には犯罪被害に特化した窓口はないが、市民要望が増えればその窓口も必要になるだろう。精神衛生、公衆衛生なども行政の専門的な分野だ。また、教育の分野で犯罪被害者の問題を取り上げる必要性を感じている。この分野も自治体の守備範囲だ。

被害回復は、本人も社会も望むことだ。それが遅れることは社会的損失だ。「不幸を最小限にする、最小不幸社会」の実現が地方自治体の役割であるなら、被害者支援は地方自治体の仕事であるはずだ。しかし、多くの自治体は、まだ取り組もうとしていない。

国も「地方自治体のガイドライン」を整備する方針と聞いている。地域の支援センターは、そのガイドラインを推進し、地方自治体に根付かせる役割の一翼を担っていると思う。ぜひ、現場の声を自治体行政に反映させていただきたい。

VSCOこの

総会

2005年度第2回通常総会 2006年3月18日(土)
早期援助団体の指定を受けるための3ヶ年計画を承認、理事・監事を選任(任期2年)しました。

2006年度第1回通常総会 2006年5月20日(土)
2005年度事業・決算報告を承認しました。



ボランティア養成

支援ボランティア養成講座を開催
基礎講座 2006年4月15日～6月24日 全7回
中級講座 2006年7月15日～8月26日 全7回

支援ボランティアの委嘱 (任期は2006年10月から1年間)

電話相談員	8名	電話相談補助員	15名(10名)
直接支援員	5名	直接支援補助員	7名(4名)
犯給金申請補助員	2名	自助グループ支援員	3名 ()は新任



継続研修

支援ボランティアを対象に、ミニカウンセリング研修とケース検討会をそれぞれ月に1回ずつ開催

全国研修

全国被害者支援ネットワーク主催(一部は被害者支援都民センターとの共催)の全国研修会に積極的に参加

- 2006年度第1回被害者支援セミナー 7/11～14(東京)1名
- 秋期全国研修会 10/2(東京)5名
- 2006年度第2回被害者支援セミナー 11/28～12/1(東京)1名
- 自助グループ継続研修会 12/18～19(東京)2名
- 春期全国研修会 2/8～9(京都)9名

フォーラム

第3回犯罪被害者支援フォーラムinおかやまに170人参加

2006年9月28日ルネスホールで、「地域の方で犯罪被害者の支援を」をテーマに第3回犯罪被害者支援フォーラムinおかやまを170名の参加で開催しました。

旭川荘理事長の江草安彦さんの記念講演「わたしのボランティア観」や、江草さん、山上 皓さん(全国被害者支援ネットワーク理事長)、瀬尾由紀子さん(山陽新聞社)によるシンポジウムなどがありました。(詳細は2頁に)



講演会

飲酒運転被害者の声を聞く会を緊急開催

2006年11月30日(木)にきらめきプラザ2階会議室で、「飲酒運転被害者の声を聞く会」を緊急開催、60余名の参加者がありました。飲酒運転事故で最愛の家族を奪われた方々のお話をうかがい、飲酒運転犯罪の防止と被害者支援について考えました。



5月にいじめでお嬢さんを失った小森さんの講演会を予定

2007年5月19日(土)の通常総会の後で、いじめで死に追い詰められた娘さんのメッセージを伝えたいとの思いで活動しておられる、小森美登里さんの講演「～優しい心が一番大切だよ～いじめをなくすために」を開催予定です。

1年の歩み

— 2006年3月～2007年2月 —

連携

被害者支援を進めるため、県内外の多くの方々との連携を深めました。

- 5/20 総会の後で県中央児童相談所高才彰所長の講演会
- 6/ 4 NPO法人全国被害者支援ネットワーク設立総会(東京)2名
- 7/ 6 おかやま被害者支援・相談ネットワーク総会
- 7/29 岡山県女性相談所と連携に関する意見交換会
- 9/ 2 リーガルエイド岡山50周年行事
- 9/25 法テラス岡山地方事務所主催意見交換会
- 10/ 3 全国犯罪被害者支援フォーラム2006(東京)5名
- 11/ 4 脳外傷友の会第6回全国大会(岡山)4名
- 11/25-26 犯罪被害者週間全国大会(東京)4名
- 11/28 犯罪被害者支援講演inおかやま(岡山県主催) 高原理事長が活動報告
- 12/21 法テラス岡山地方事務所との意見交換会
- 1/19 全国被害者支援ネットワーク中四国ブロック会議(岡山)



情報発信

2006年5月より、「VSCOだより」を毎月メールや郵送で発行
VSCOの毎月の活動や予定を、関係団体や行政機関、マスコミなどに情報発信しています。HPの「事務局だより」にも掲載しています。



体制づくり

電話相談日が週5日体制に

週2日だった電話相談日を、2006年4月から3日に、さらに10月からは週5日としました。これにより、電話相談は、日曜日ときらめきプラザ閉館日の月曜日を除く、火～土曜日の午後1時から4時までとなりました。

新しい事務局がスタート

2006年10月に、支援ボランティアの佐藤敬子さんと田口陽子さんを非常勤の事務局職員として採用、12月には森陽子理事を事務局長に選任し、新しい事務局がスタートしました。



毎月理事会を開催、各種規定類の整備

VSCOでは、総会の他に毎月理事会を開催しています。また、各種委員会も必要に応じて随時開催しています。また、早期援助団体の指定を目指し、倫理要綱「組織の一員という認識」や電話相談等に関する規則を制定するなど規則・規定類の整備を進めています。

支援のツール

9月に新しいリーフレットを2種類つくりました

- 「私たちはいつでもそばにいます!」
VSCOの活動を、被害者や県民の皆様幅広く知ってもらうためのリーフレットです。
- 「事件・事故の被害にあわれた皆様へ(直接支援について)」
刑事・民事・少年事件の流れを説明しながら、被害類型別にVSCOが何を支援できるのかを紹介したリーフレットです。



助成金

4つの団体から助成金をいただきました

VSCOの活動は、正会員・賛助会員の皆様の会費と、多くの皆様からの善意の寄付金・助成金によって支えられています。2006年度は、寄付金の外に、日本財団、LA岡山、国際ソロプチミスト岡山、サン基金からそれぞれ多額の助成金をいただきました。本当にありがとうございました。



電話相談等の実施状況 (2006年3月～2006年12月)

■電話相談(継続相談を含む)

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人・傷害致死	1	交通被害	12
強盗	1	暴力団犯罪	0
性犯罪	18	悪質商法・ヤミ金融	18
児童虐待	0	その他の犯罪(いじめを含む)	20
暴行・傷害	10	その他	29
DV	14		
ストーカー	4	計	127

■電話相談後のフォロー(延べ件数)

継続電話相談		23
面談相談	電話相談員	3
	VSCOの協力弁護士	14
紹介	VSCOの協力弁護士	3
	岡山弁護士会	4
	LA岡山	1
	法テラス岡山地方事務所	6
	精神科医	2
	臨床心理士	0
	県女性相談所	2
	県消費生活センター	22
	その他の「おかやま被害者支援・相談ネットワーク」加盟機関	12
	上記以外の機関	1
電話相談のみ		30
直接支援	付き添い(専門家との面接相談)	5
	付き添い(法廷など)	11
	被害者との面接	6
	他機関との協議	4
自助グループ活動の支援	交流会を開催	5
	その他	0

(計 154)

相談電話
(086) 223-5562

毎週火～土午後1時～4時

相談・支援は無料です。
秘密は厳守します。

2006年10月から週5日に拡大

直接支援

ご希望があれば、警察との連携による安全の確認と確保、身の回りの世話、警察・検察庁・裁判所・病院などへの付き添い、報道関係者への対応、刑事手続の流れなどの情報提供、弁護士・精神科医・カウンセラーなどの紹介をさせていただきます。

ケース報告 —— 直接支援

Sさんの場合

再被害の防止

Sさん(高齢の女性)は、ある男性X(50代)に自宅を間貸していたが、胸ぐらをつかんで引きずるなどの暴行を受け、加療11日の傷害を負った。交番に駆け込んだSさんは、県の女性相談所の一時保護を受け、Xは逮捕された。「Xが身柄勾留のまま起訴されているが、出所後Sさん宅に押しかけ居すわり、再被害を受ける恐れがある、なんとかならないか。」VSCOが女相から受けた相談は、このようなものであった。VSCOでは、協力弁護士1名と直接支援員3名とでチームをつくり、Sさん宅を訪問し現状及びニーズの把握に努めた。その結果、約半年間に、刑事裁判の傍聴付添い、家屋明渡の民事裁判、再被害防止対象者の指定(県警)、ご近所への協力要請、出所情報の通知(検察庁)等々の支援活動を行ってきた。近々Xが出所してくる予定であるが、Sさんとスタッフは、何ものなければ良いかと毎日気をもんでいる。

Tさんの場合

加害者側との対応

「娘(高1)が学校からの帰路、レイプされ(未遂)、その件で加害者側の弁護士から示談の申し入れがあり会うことになったが、どのように対応したら良いか。」これがTさんの最初の相談内容であった。協力弁護士1名と直接支援員1名とで面接相談に入ったが、娘さんが恐怖感・不安感で登校困難に陥り転校を希望していること、母子家庭であること、加害者側の情報が全く掴めていないことが判った。その結果、弁護士1名・直接支援員3名がチームを組み、約4カ月の間、登校再開へ向けての助言・協力、刑事手続の進行状況の把握、公判傍聴の付添い、公判記録の謄写、加害者(高卒後就職したばかりの犯行で本件を含め計5件が起訴されている)の両親を相手方とした仲裁センターへの申立と仲裁期日での付添い(申立の趣旨は、謝罪の要求と再被害の防止)、公判担当検察官との連絡調整等の支援活動を行ってきた。現在は、意見陳述の準備に入っている。損害賠償の話はまだ先のことである。

ケース報告 —— 自助グループ活動の支援

私たちは、性被害者の自助グループの会合を2006年2月から2か月に1回程度の割合で持っています。構成メンバーは20数年前に長期に亘って強制わいせつを受けたAさんとその母親、もう一人は30数年前に輪姦されたBさん、ファシリテーターとしてVSCOの支援員が2名の5名です。

Aさんは、5・6歳の時、父方のいところに、わいせつ行為を長期に亘って受けました。Aさんが大学3年生の時、部屋のベッドに横たわっていた時、突然わいせつ行為のかずかずが、まるでカラーフィルムのコマ送りのように目の前に現われました。消そうと思っても自分の意志に反して次々に出てくるのです。体が震え心臓がバクバクするのです。フラッシュバックの症状です。やっとの思いで6年かけて大学を卒業し就職しましたが、長く続かず、引きこもりになり、摂食障害を繰り返して今日に至っています。母親にさえも会えなくて、6年ほど前に1度会ったきりで、それ以来一度も会っていません。ですからAさんは電話での参加です。かわいがってくださったお祖母さんが亡くなった時、お葬式にも帰って来ることが出来ませんでした。加害者が実家の近くに住んでいるからです。お母さんは、そういったAさんが少しでも家に帰りやすくなるだろうと思って、Aさんの好きだった子猫を飼い始めました。「かわいくてこんなイタズラをする。」と電話で子猫のことを話したところ、その会話のなかの「イタズラ」という言葉に過剰に反応して「私に対してイタズラという言葉を使った。」と傷つき、それから1ヶ月以上も電話が出来なかったのです。イタズラという言葉が性犯罪の報道で新聞が良く使うからでしょう。

Aさんのお母さんは、そういったAさんの状況を見て「子どもに対して持っていた夢を全部捨てました。A子の同級生の人たちが結婚したり子どもができたという話があってもA子には知らせません。わたしはA子が結婚をするという夢を捨てました。孫を持つこともあきらめました。摂食障害を繰り返すこの子が生きていてくれるだけでいいのです。A子は、5・6歳の時に殺されたも同然です。」と誰にも話せなかった思いを語られました。

Bさんはだまって時折スーと涙を流しながらこの話を聴いています。以前「体中の力が抜け失禁する恐怖がわかりますか?こんな私をあざ笑いながら、死ぬことも気を失うことも出来ないで輪姦されることがどんなか…」と泣かれたBさん。「でも、おもしろくて話してみても肩の力が抜けました。話すことが怖かった。誰にも話していない。」と涙ながらに話したBさん。いつか詳しく話されると思います。

回を重ねるにつれて、僅かですがAさん親子にも変化が出て来ています。Aさんは、「カップヌードルやパンを大量に買い占める時、同じメーカーの物を買っていることに気がつきました。今も大量に買い込むのだけれど、いろいろの種類の味を楽しんでいます。」とか、「久しぶりに外出した時にウインドウに映っている自分の姿が黒々しいことに気がつきました。5年ぶりに真っ黒ではなく黒地に模様のあるブラウスを買いました。」と少し客観的に自分が見えてくるようになりました。お母さんも「話すことにより考えがまとまり、支えられている安心感があります。血圧も安定しています。」と述べています。

またAさん本人が「謝らせたい。辛い作業だけど、加害者のいところ、わいせつ行為のひとつひとつを確認したい。」と言いだし、母親も「親にも責任があったのだから、事実を認めさせ加害者の両親にも謝らせたい。」と述べています。

理事長の高原にも相談し、「岡山仲裁センターにもっていったら」と私たちは考えています。そのためには、Aさんのところ(他県)まで行って聞き取りをしないといけないのですが、私たちに会うことは拒否しなくなりました。実際に会えるかどうかは定かではないのですが、Aさんが呼んでくれたら行って来ようと思っています。

まだまだ緒についたばかりの自助グループ支援活動ですが、私たち支援員も研鑽を積んでいきたいと思っています。



(自助グループ支援員)



犯罪被害者の力になりたいと思う方
窓口や電話で色々な相談を受ける機会のある方

被害者支援ボランティア養成講座 (VSCO主催、岡山県後援) を受講してみませんか?

誰もがいつ犯罪被害者になるかわからない時代です。「安全・安心」なまちにしてゆくためには、被害者の方がいつでも必要な支援を受けられるようにしなければなりません。

「誰かと話したい、誰かに聞いてほしい」「事件の夢を見る、事件の現場に近づけない、眠れない」などの悩みを抱える被害者の方の相談にのり、サポートしてゆく。そのためには何が必要でしょうか?法律や制度などの知識が必要です。また、何気ない一言に被害者の方を傷つけ、心を閉ざしてしまうかもしれません。被害者の方の心理を学ぶ事も必要です。

VSCOでは、岡山県の後援で、2007年度被害者支援ボランティア養成講座を開催します。犯罪被害者の力になりたいと思う方、窓口や電話で様々な相談を受ける機会のある方などのご参加をお待ちいたします。詳しくは、ホームページか下記事務局までお問合せ下さい。

基礎講座

定員 50名 講座回数 6回
受講料 6,000円 (資料代込み、初回一括)
申込締め切り 4月21日 皆勤で修了書

- 第1回 4月28日(土)午後 開講式、支援ボランティア体験談、被害者支援の歩みなど
- 第2回 5月中 刑事裁判の傍聴と解説
- 第3回 5月26日(土)午後 交通事故被害者のサポート、講演「家族を飲酒ひき逃げ事故で奪われた兄の立場から」
- 第4回 6月16日(土)午後 性暴力・DV・ストーカー被害者のサポート
- 第5回 6月23日(土)午後 悪徳商法など消費者被害、経済的被害の回復について
- 第6回 6月30日(土)午後 講演「最愛の息子の命を奪われた母の立場から」、閉講式

基礎講座修了者の中から希望で(審査あり)

中級講座

定員 20名 講座回数 6回
受講料 無料 皆勤で修了書

- 第1回 7月7日(土)午後 開講式、特別講演「被害者の心理とその支援」
- 第2回 7月21日(土)午後 電話相談の基礎、自分自身を知りましょう
- 第3回 8月4日(土)午後 電話相談の実際-ロールプレイを通して-
- 第4回 7・8月中 検察庁見学(裁判傍聴を含む)
- 第5回 8月18日(土)午後 直接支援の実際(1)
- 第6回 8月25日(土)午後 直接支援の実際(2)、支援マニュアル、閉講式

本人の希望とVSCOの審査

支援ボランティア補助員として登録

詳しくは [ホームページ http://vsco.info](http://vsco.info) をご覧ください。

VSCOの仲間になりませんか!

VSCOでは、会員を募集しています。

年会費は

正会員	個人1口	10,000円
	団体1口	30,000円
賛助会員	個人1口	2,000円
	団体1口	10,000円

お問い合わせはホームページか、事務局へ

全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援組織

(社)被害者サポートセンターおかやま

事務局 〒700-0807
岡山市南方2丁目13-1
きらめきプラザ2階ゆうあいセンター内
TEL086-223-5564
FAX086-223-5564
e-mail vsco@kirameki-plz.com